

13 一般財団法人宮城県地域医療情報センター

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区大手町1番5号 宮城県医師会館内			代表者	代表理事 嘉数 研二			
電話	022-221-9911	ファックス	022-216-9909	ホームページ	http://www.mmic.or.jp/			
設立	昭和54年3月27日	改革分類	自立支援団体	県担当課	保健福祉部 医療政策課			
出資等の状況	第1位	宮城県医師会 (100.0%)	第2位	- (-)	第3位	- (-)	その他	- (-)
		10,000 千円		- 千円		- 千円		- 千円
設立目的(定款等)	地域医療システムの育成発展に貢献し、県民の医療水準の向上と健康の保持増進に寄与する。					出資等総額	10,000 千円 (100.0%)	

2 主な事業内容

事業	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
事業1	救急医療情報システム事業	64,600	64,000	64,000	救急医療に関する必要な情報の収集および提供事業
	全体事業に占める割合	84.4%	84.3%	83.2%	
事業2	周産期医療情報システム事業	8,100	8,000	8,000	周産期医療に関する必要な情報の収集および提供事業
	全体事業に占める割合	10.6%	10.5%	10.4%	
事業3	保健医療福祉研究支援事業	3,881	3,944	4,886	宮城県医師会等より受託する、IT技術支援・診療支援情報提供に関する事業
	全体事業に占める割合	5.1%	5.2%	6.4%	
その他の事業	全体事業に占める割合				
全体事業費		76,581	75,944	76,886	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
地域医療、救急医療その他医療に関する情報を収集し、自ら構築・管理するシステムにより、迅速・適切に情報提供することで地域医療発展に貢献することを使命としている。	県内の医療機関等から救急搬送や病院間搬送、一般住民の受診、災害時医療の確保に必要な情報を的確に収集し、医療施設、消防本部及び県民に対し必要な情報の提供を行い、円滑な連絡体制の下に救急患者の医療を確保するとともに、災害時における連絡体制の整備等を図ること。また、各システムの利活用が図られるよう、自発的な提案、システム開発及び安定した運用を期待する。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
新型コロナウイルスに関する情報提供を扱い、医療法の一部改正に伴う、医療情報提供に係る調査項目や情報提供の内容変更に対応する等、迅速正確な情報提供のため、絶えず対応可能な状態にシステムの保守管理を行った。	各システムの運用については、セキュリティ対応等突発的な事象に対して速やかに対応しており、円滑に運用できたと思われる。また、新型コロナ情報提供サービスを開始し、ニーズに合わせて情報提供できるよう、努めていた。

(3) 団体に対する総合評価(令和2年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	長年に渡り職員相互間で培ってきたノウハウにより、良識ある業務遂行がなされている。また、役員相互間の統制は理事会等を活用し疎通を図ること、組織全体としての規律が保たれている。	組織統制に関する規程整備やコンプライアンスの確保等により、内部統制が図られている。県としても、引き続き組織運営の健全化に向けた取組等に対して、適切な助言を行っていく。	B
ロ 財務の健全性 ※1	収入の範囲内における支出が見込めており、相応の損益計上が予想出来る現状にあるため、会計及び財務上問題ない。	財政的に健全であることが示されたが、収入の大半が県の委託事業であるため、団体として積極的に独自事業を検討・実施するよう、県として引き続き助言を行っていく。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	委託事業に対する取組及び損益計算を結果として残しているが、自主事業に対する組織運営について、未だ結果を出していないことを懸念している。	組織運営及び財務の両方向性において、健全性が図られていると思われる。今後も組織運営の健全性の向上及び自主事業の開拓に向けて、適切な助言を行っていく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
貸借対照表	資産合計	116,502	121,075	126,904	5,829
	流動資産	21,847	23,565	28,956	5,391
	固定資産	94,655	97,510	97,948	438
	うち基本財産	10,000	10,000	10,000	0
	負債合計	71,981	71,174	75,330	4,156
	流動負債	5,420	6,345	8,734	2,389
	固定負債	66,561	64,829	66,596	1,767
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	44,520	49,901	51,574	1,673
	指定正味財産	10,000	10,000	10,000	0
一般正味財産	34,520	39,901	41,574	1,673	
正味財産増減計算書	経常収益	78,884	78,153	79,075	922
	うち事業収益	76,581	75,944	76,886	942
	経常費用	74,946	75,389	76,193	804
	うち管理費	5,467	5,014	4,325	△ 689
	評価損益等調整前当期経常増減額	3,938	2,764	2,882	118
	当期経常増減額	3,938	2,764	2,882	118
	経常外収益	0	3,500	0	△ 3,500
	経常外費用	3,500	0	0	0
	当期経常外増減額	△ 3,500	3,500	0	△ 3,500
	当期一般正味財産増減額	366	5,381	1,673	△ 3,708
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	366	5,381	1,673	△ 3,708	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	72,700	72,000	72,000	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	72,700	72,000	72,000	0
	総収入 ※3	78,884	81,653	79,075	△ 2,578
	総収入に対する補助金等割合	92.2%	88.2%	91.1%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	38.2%	41.2%	40.6%	-0.6%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	403.1%	371.4%	331.5%	-39.9%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	5.0%	3.5%	3.6%	0.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	6.9%	6.4%	5.5%	-0.9%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	11 (0)	12 (0)	12 (0)	平均年齢	-
職員	常勤職員 (※4)	8	8	8	平均年収 (千円)	-
	プロパー職員	8	8	8	常勤職員(プロパー)	
	県OB	0	0	0	平均年齢	52.0
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	その他の派遣職員	0	0	0		
	上記以外の職員(※5)	0	0	0		
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %
					不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

13 一般財団法人宮城県地域医療情報センター

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程 施設等の管理規程	■
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	<input type="checkbox"/>
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	<input type="checkbox"/>
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	<input type="checkbox"/>
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■			
○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	<input type="checkbox"/>			
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理事務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	0
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	0
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	<input type="checkbox"/>	
			役員等名簿	<input type="checkbox"/>	
			事業計画書	<input type="checkbox"/>	
			収支予算書（収支計画）	<input type="checkbox"/>	
			事業（営業）報告書	<input type="checkbox"/>	
			収支計算書	<input type="checkbox"/>	
			貸借対照表	<input type="checkbox"/>	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	<input type="checkbox"/>	
			財産目録	<input type="checkbox"/>	
キャッシュフロー計算書（作成している場合）	<input type="checkbox"/>				
役員の報酬・退職金に関する規定	<input type="checkbox"/>				
合計（10点満点）				5	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
長期に渡り職員相互間で培ってきたノウハウにより、良識ある業務遂行がなされている。また、役員相互間の統制は理事会等を活用し疎通を図ることで、組織全体としての規律が保たれている。	組織統制に関する規程整備やコンプライアンスの確保等により、内部統制が図られている。県としても、引き続き組織運営の健全化に向けた取組等に対して、適切な助言を行っていく。	B

＜参考指標＞
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

13 一般財団法人宮城県地域医療情報センター

<財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と 収支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	4
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価		
4	補助金等依存の抑制	総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合=補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
			②①又は③以外	1	
			③対前期減少幅が2期連続2%以上, 又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】	借入金依存度は抑制されているか。(3期比較) [借入金依存度(%)=(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
			②当期≤前期, 又は当期≤前々期	1	
			③当期≤前期≤前々期, 又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況	累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
			②累積なし	2	
合計 (13点満点)					12

団体による自己評価 (概況, 今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
収入の範囲内における支出が見込めており, 相応の損益計上が予想出来る現状にあるため, 会計及び財務上問題ない。	財政的に健全であることが示されたが, 収入の大半が県の委託事業であるため, 団体として積極的に独自事業を検討・実施するよう, 県として引き続き助言を行っていく。	A

＜参考指標＞

合計点が
 11～13点の場合：A（概ね良好）
 7～10点の場合：B（改善の余地あり）
 3～6点の場合：C（改善措置が必要）
 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）